お倉ヶ浜海水浴場におけるキッチンカー等出店基本方針

１　目的

　この方針は、お倉ヶ浜海水浴場の市が所有する行政財産において、キッチンカー等により飲食を提供することで、近隣に飲食を提供する店舗が少ない同海水浴場の利用者の利便性の向上と海岸の賑わい創出を図ることを目的とする。

２　出店を許可する場所

お倉ヶ浜海水浴場駐車場の一部ほか（原則市が指定する場所）

３　使用料

　日向市財務規則第162条（１）及び日向市財産に関する条例第６条に基づき、徴収するものとする。但し、市が主催・共催・後援する催事等の場合は、この限りではない。

４　その他

　（１）出店及び営業にあたり、出店者は関係法令を遵守すること。

　（２）出店者の要件や方法等の必要事項については、「お倉ヶ浜海水浴場敷地内キッチンカー等出店実証実験募集要項」で定める。

５　所管課

　この方針の所管課は、商工観光部・観光交流課とする。